

第4次春日井市障がい者総合福祉計画の骨子案

項目	第4次（平成30～32年度）	第3次（平成27～29年度）
	概要	概要
1 計画策定の背景と趣旨	『障がい者の自立と社会参加の支援等の施策が一層推進されるようこの計画を策定する。』	『障がい者の自立と社会参加の支援等の施策が一層推進されるようこの計画を策定する。』
2 計画の性格	① 障害者計画、障害福祉計画 及び障害児福祉計画 を一体的に策定 ② 関連する市の他計画（総合計画）との整合 ③ 国・県の計画との整合	① 障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定 ② 関連する市の他計画（総合計画）との整合 ③ 国・県の計画との整合
3 計画の対象	・市民、市内の事業所、行政機関などすべての個人及び団体 ・障がいのある人を定義	・市民、市内の事業所、行政機関などすべての個人及び団体 ・障がいのある人を定義
4 計画の期間	H 30 年度～H 32 年度 ※（国）障害者基本計画 H25年度～H29年度	H27年度～H29年度 ※（国）障害者基本計画 H25年度～H29年度
5 重点課題	※ 施策推進協議会委員の意見を集約して決定	① 自立に向けたサービスの利用促進 ② 災害など緊急時の体制の充実 ③ 障がいのある人の人権に対する理解の促進
6 人口の推移と推計	① 市の人口 ② 障がいのある人の数（障がい別・年齢別） ③ 手帳の初回取得時年齢	① 市の人口 ② 障がいのある人の数（障がい別・年齢別） ③ 手帳の初回取得時年齢
7 障がい福祉サービス・相談支援、 障がい児通所支援及び 地域生活 支援事業の実績と評価	H 24 年度～H 28 年度の実績と評価 ① 見込み量・実績・達成率・支給決定者数・支給時間（日数）・利用率 ② 各サービス等利用者の障がい別・等級・年齢構成	H21年度～H25年度の実績と評価 ① 見込み量・実績・達成率・支給決定者数・支給時間（日数）・利用率 ② サービス受給者の障がい程度・年齢構成
8 基本理念	『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』	『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』
9 基本的視点	① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障がい特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進	① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障がい特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進
10 基本的施策	9つの分野それぞれに基本的施策を設定 ① 生活支援 ② 保健・医療 ③ 教育、文化芸術活動・スポーツ等 ④ 雇用・就業、経済的自立の支援 ⑤ 生活環境 ⑥ 情報アクセシビリティ ⑦ 安全・安心 ⑧ 差別の解消及び権利擁護の推進 ⑨ 行政サービス等における配慮	9つの分野それぞれに基本的施策を設定 ① 生活支援 ② 保健・医療 ③ 教育、文化芸術活動・スポーツ等 ④ 雇用・就業、経済的自立の支援 ⑤ 生活環境 ⑥ 情報アクセシビリティ ⑦ 安全・安心 ⑧ 差別の解消及び権利擁護の推進 ⑨ 行政サービス等における配慮
11 施策の推進	① 基本的施策それぞれに具体的施策を設定 ② 分野ごとに成果目標を設定 ・障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画 に関連する活動指標を設定 ・障がい福祉サービス等の利用者数及び見込み量を設定	① 基本的施策それぞれに具体的施策を設定 ② 分野ごとに成果目標を設定 ・障がい福祉計画に関連する複数の活動指標を設定（※障がい児通所支援も既に設定済み） ・障がい福祉サービス等の利用者数及び見込み量を設定
12 計画の推進	① 連携・協力の確保 ② 広報・啓発活動の推進 ③ 進捗状況の管理及び評価 ④ 計画の進行管理	① 連携・協力の確保 ② 広報・啓発活動の推進 ③ 進捗状況の管理及び評価 ④ 計画の進行管理

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 平成28年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもの。

ア 障がい者の望む地域生活の支援・・・「自立生活援助」、「就労定着支援」のサービス創設、重度訪問介護の対象範囲拡充（入院）、介護保険サービス自己負担の軽減（償還）

イ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応・・・「訪問型児童発達支援」のサービス創設、保育所等訪問支援の対象者拡充（乳児院、児童養護施設入所者）、医療的ケアを要する障がい児支援のための連携促進（保健・医療・福祉等）、障がい児福祉計画の策定

ウ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備・・・障がい児等に対する補装具の貸与、サービス事業所の事業内容等の公表、自治体による調査事務や審査事務の民間への一部委託

(2) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正

直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成30年度から平成32年度までの第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項をさだめるもの。

ア 地域共生社会の実現・・・地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

ウ 障がい児支援の提供体制の計画的な整備・・・障がい児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める。

- ① 地域支援体制の構築 ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

エ 発達障がい児支援の一層の充実・・・発達障害者支援法の一部改正を踏まえ、発達障がい者支援地域協議会の設置の重要性等について定める。

オ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定

① 福祉施設入所者の地域生活への移行・・・施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における施設入所者を2%以上削減

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・障がい保健福祉圏域及び市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

③ 地域生活支援拠点等の整備・・・障がい福祉圏域内で、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行等・・・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上

就労移行支援事業利用者数を平成28年度末実績の2割以上増加

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を5割以上

就労定着支援開始から1年後の職場定着率を80%以上

⑤ 障がい支援の提供体制の整備等・・・児童発達支援センターを市町村に少なくとも1か所以上設置

すべての市町村において保育所等訪問支援の実施

主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村にそれぞれ1か所以上設置

平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

2 計画の性格

- (1) 障害者基本計画（H25～H29）
- (2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（H29）
- (3) あいち健康福祉ビジョン2020（H28～H32）
- (4) 第六次春日井市総合計画（H30～H39）
- (5) 第七次春日井市高齢者総合福祉計画（H30～H32）、第3次春日井市地域福祉計画（H22～H31）、かすがい健康計画2023（H26～H35）、新かすがいっ子未来プラン（H27～H31）、新かすがい男女共同参画プラン（H24～H33）

11 施策の推進

- (1) 基本的施策ごとの具体的施策設定
- (2) 分野ごとの成果目標設定
- (3) 障がい福祉サービス・相談支援、障がい児通所支援及び地域生活支援事業のサービス利用者数及び見込み量設定
 - ア 現利用者数、障がい者等のニーズ、1人当たり平均利用量、施設入所者の地域生活移行者数、入院中精神障がい者地域生活移行後の利用見込み等を勘案
→ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練※1、生活訓練）、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）
※1 入院中精神障がい者地域生活移行後の利用見込みは勘案せず
 - イ 現利用者数、障がい者等のニーズ、1人当たり平均利用量、施設入所者の地域生活移行者数、入院中精神障がい者地域生活移行後の利用見込み等を勘案
→
※1 入院中精神障がい者地域生活移行後の利用見込みは勘案せず
 - ウ 現利用者数、障がい者等のニーズ、1人当たり平均利用量、施設入所者の地域生活移行者数、入院中精神障がい者地域生活移行後の就労系サービス利用見込み等を勘案し、利用者数及び見込みを設定
→ 就労移行支援、就労継続支援（A型）（B型）、就労定着支援、
- (4)
- (5)